

今月は通常会費＋特別会費です。早めの集金ご協力を！

季節雇用の方の離職手続きは早めをお願いします。

冬季離職される季節雇用の方の離職手続きは離職日以降に、出勤簿・賃金台帳の用意の上、事務局までご連絡ください。

年末調整の準備を

年末調整では保険の証明書や住宅ローンの証明書など色々な証明書が必要になります。年末調整のない方でも確定申告時に必要になりますので取っておきましょう。

③



インボイス制度は消費税に関する制度！

～前回のおさらい～

インボイス(適格請求書)がないと仕入税額控除ができない。インボイスは今の請求書＋登録番号等記載の新しい様式！



自分がインボイスが発行できないとどうなる？
⇒困るのはインボイスをもらえない相手の取引先！
相手の事業所さんが消費税の計算をする際に自分との取引分を「仕入税額控除」が出来ません。



インボイス登録していない人としている人の取引を見てみましょう。

インボイス登録していない



インボイス登録している



Bさんはインボイスを登録していない事業者Aさんからもらう領収書等(インボイス非対応)は仕入税額控除の対象にならないので、
消費税(売上)－消費税(仕入)＝納税額

※この取引ではBさんに大きな影響が...

困るのはまさかのBさん！！ ⇒⇒次週、インボイスを受け取れないと？

共済会より

コロナ関連の入院見舞金の請求要件が変更！



民商共済会ではこれまでコロナ陽性の方の自宅療養は役員確認書のみで診断書や入院証明書の提出が必要ありませんでしたが、12月1日以降のコロナ感染の方から要件が下記の通り少し変更になりました。

- ・コロナに感染（検査して陽性）は自宅待機でも引き続き入院見舞金の対象になります。期間は原則7日（7日以上は理由を明記し、役員確認書提出）となります。
- ・入院、自宅療養した方は療養した期間のわかる書類、My HER-SYS、フォローアップセンター、陽性者登録センターなどの登録画面、メールなどのコピーの提出をお願いいたします。（療養していたことがわかる証拠の提出が加わり、これまで通りの役員確認書のみでは請求できなくなりました）

※安静加療見舞金は感染者との濃厚接触により自宅待機を指示された場合に対象となる点は変更ありません。また、コロナに関しては遡って請求できますので、事務局まで相談を。

☆年末調整相談会☆

- 12月16日(金) 13:30～16:00
- 20日(火) 13:30～16:00
- 1月9日(月) 13:00～16:00
- 1月10日(火) 9:30～12:00

♪今後の予定♪

早めに年末調整の相談に来てくださいね！



29日(木)～1月4日(水) 事務所休み

☆新春自動車パレード☆

1月8日(日) 13:00～



年末調整は納期特例のところは1/20までに納付、書類の提出は1/31までですよー！

自動車パレード後は懇親会をやる予定です。参加者募集中！